

## 185 奥田博士大学講師を嘱託せらる

〔『法学新報』第十三卷十一（一五二）号

明治三十六年十月十日〕

○奥田博士大学講師を嘱託せらる 従来東京帝国大学に於ける親族法及び相続法の教授其人を得ざりしは同大学の為め予輩の憾みとせし所なるが去月二十五日同法に精通せる法学博士奥田義人氏に講師を嘱託せしを以て同博士は本学年より親族編及び相続編を講義せらるる由